

「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」（案）に対する御意見及び県の考え方

番号	該当部分	御意見の概要	県の考え方
1	総論	<p>家庭や事業所等から排出されるもののうち、生ごみ、食品ロス、農作物残渣の類いについては、その他の廃棄物等とは別に適切収集し、肥飼料化施設、メタンガス化施設等へ送り、後者については発電用燃料として活用する機構の確立に向けての検討を望む。</p>	<p>本計画では、市町村等における施設整備の考え方について、廃棄物を地域資源として有効利用するため、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等の整備・活用を検討し、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進するよう努めることとしています（25ページ）。</p> <p>県は、地域の実情に応じ、市町村等が行うごみ処理施設の整備に対して、必要な技術的援助を行ってまいります。</p>
2	総論	<p>本計画は、かつてのごみ焼却におけるダイオキシン発生という問題を起点として、ごみ焼却施設のガス化溶融施設化、集約化、適正規模化等を目したものとして進行していると認識している。それについては関係者の努力により着々と進展していると感じる。しかしながら、時代が変わり、今日ではこれに社会の脱炭素やエネルギー転換、資源の循環利用等の要請が加わり、現状の計画の継続ではその要請に応え切れない状況が到来しつつあると考える。この新しい要請に効率的に応えられる具体的なビジョンを描き、それを具現化する計画になることを望む。</p>	<p>本計画では、少子高齢化・人口減少、厳しい財政状況、気候変動問題や災害への対応などの最近の課題を踏まえ、リサイクルの推進や気候変動対策の推進などを基本方針とし、地域の実情に応じ、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することとしています（23ページ）。</p> <p>いただきました御意見につきましては、今後の計画実施にあたり参考にさせていただきます。</p>

3	<p>第3章新たな広域化計画の基本方針</p> <p>1 広域化計画の基本方針</p>	<p>ごみ焼却施設は発電所、という発想を確立・定着させ、各施設にごみを燃料とする発電施設を設け、そこで産み出した電力を適切に活用する機構の確立に向けての検討を望む。</p>	<p>これまでごみ焼却施設の集約化・大規模化に際しては、発電設備の整備を推進しており、ごみを燃料とする総発電量は増加しています(16～17ページ)。地域のエネルギーセンターとしての機能を持つごみ処理施設の整備を目指すこととしております(23～24ページ)。</p>
4	<p>第3章新たな広域化計画の基本方針</p> <p>1 広域化計画の基本方針</p>	<p>ごみ処理関連施設の、地域住民のための教育・文化・スポーツ・レクリエーション等の機能を付加した複合施設化に向けての検討を望む。</p>	<p>本計画の基本方針の1つとして、「地域への新たな価値の創出」を掲げ、これを推進するため市町村等の役割の1つに、地域のエネルギーセンターとしての機能や、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など地域の社会インフラとしての機能を高めたごみ処理施設の整備を目指すこととしております(70ページ)。</p>
5	<p>第4章広域化ブロックの処理体制</p> <p>2. ごみ焼却施設に係る施設整備計画等</p>	<p>愛知県ごみ処理広域化・集約化計画において、尾張北部ブロックは2040年度以降に1施設で処理体制を目指すと言われているが、尾張北部環境組合の施設で尾張北部ブロック全体のごみを処理するには処理能力が足りないのではないか。</p>	<p>本計画では、将来のブロック内のごみ焼却施設の必要能力について、これまでのごみ排出量や将来人口の推計をもとに、「将来のごみ総排出量及び処理に必要な能力の推計」(87ページ)に基づき算出しています。</p>
6	<p>第4章広域化ブロックの処理体制</p> <p>2. ごみ焼却施設に係る施設整備計画等</p>	<p>尾張東部・尾三ブロックにおいて、現在2つの焼却施設を合わせて計500tを2033年から427tに縮小した処理能力を疑問視する。</p> <p>人口の減少を加味してあっても単純に1人一日あたりのゴミの量を20%弱減らすのはコロナ過の中、家庭ごみが増えている中では難しいと思う。</p> <p>加えて、災害時を含む緊急時の受け入れも想定すると最低限、処理能力を500t以上にしなければ尾張東部は6市あるのでリスクを回避出来ないのではないかと思う。</p>	<p>各ブロックの施設整備計画は、今後の社会情勢の変化も考慮し策定していきます。</p>

7	<p>第4章広域化ブロックの処理体制</p> <p>2. ごみ焼却施設に係る施設整備計画等</p>	<p>尾張北部ブロック全体のごみを1施設で処理するためには、新たに施設を建てることになると思うが、2040年度には尾張北部環境組合の施設が供用開始後16年くらいしかたっていないので、この時期に建て替えるのは経済的に考えると非常にもったいないので、1施設にする必要があるのか。</p>	<p>人口減少、気候変動問題や災害など、将来に起こりうるごみ処理事業の課題に対応するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築する必要があります(69ページ)。</p> <p>そのためには、県民、事業者、行政が協力・連携し、ごみ処理施設の広域化・集約化に向けた取組を着実に進めることが重要です(69ページ)。</p>
8	<p>第4章広域化ブロックの処理体制</p> <p>2. ごみ焼却施設に係る施設整備計画等</p>	<p>瀬戸市、尾張旭市、長久手市は現在の施設の老朽化の問題解決に「炉の延命化」、「新しい炉の建設」との2つ選択肢がある中でゴミ減量を図っているが、2033年まで後12年、この12年を新たにどう乗り切るのか新しい課題となる。</p> <p>「広域化」または「現行のまま」でいくのかの決定は速やかに行っていただきたい。そうしないと市としての方向性が定まらないと思う(これはどの市にも言える)。</p> <p>その他、国の補助金交付の要領に対して具体的な指導(例えば廃棄物処理の金額設定等)も併せて求める。</p>	<p>県は、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向け、3Rによるごみの発生抑制の促進、ごみ処理に係る技術的援助など、県民、事業者、市町村等の役割・責務が果たされるよう支援を行ってまいります(70～71ページ)。</p>